

変更#0011—2007年10月10日より有効
ダックポンドに対する注意/要求事項

注：パラグラフ 19. A. 07 h は暫定的変更#0004により削除された。19. A. 07の残りの部分はそれに従い新しい番号が付けられた。但し、パラグラフ 19. A. 07. l が新しくなり、その暫定変更にダックポンドの定義が加えられた。EM385-1-1におけるスムーズな置換の為に現在の 19. A. 07の全文を次のように置き換える。

19. A. 07 安全作業

- a、浮きプラントの間、または浮きプラントと係留装置間の水面上を横断して交通妨害になるようなケーブルやロープには明瞭なマークを入れる。
- b、要員が宿泊する全ての浮きプラントでは、一人の者が常時火災を警戒し、見張り人の役割を果たす。見張り人の代わりに自動火災検知器及び火災緊急警報装置を用いても良い。
- c、床及びデッキ上や船底に燃料、グリースが堆積しないように対策を講じる。
- d、浮きプラントその他の海上施設では、水泳をしてはならない。但し、有資格者ダイバーがその任務を遂行する為、及び傷害防止または人命救助の為の場合は除く。
- e、水中にいる人間は船外に転落した人間であると見なし、適切な救助行動をとる。
- f、ロックアウト手順として配管系統に隔壁やブランクを取り付ける場合、その存在を容易に認識できるような確実な手段（突出ハンドル等）を備える。すべての隔壁には取付者の氏名、検査官の氏名、及び取り付け年月日を記入し、取り付け前、また取り外し後に報告する。
- g、デッキ上の荷積は安全な積載量に限定する。荷は固定し、悪天候時にはゆるんだ機器を固定する止め金またはリングを備える。
- h、浮遊設備類の上からフロントエンド・ローダー、ブルドーザー、トラック、バックホー、トラックホー、その他同種の作業機械が水中に転落するのを防止する為に隔壁、縁取り、その他の防護構造を設ける。>16. F. 06 参照。
- i、突出した部位およびつまづくような部位は、取り除くか、警告標識を掲げるか、あるいは黄色の安全色で明瞭にマークをつける。

- j、燃料はしけのデッキ上で輸送する貨物は、荷敷きの上に載せる。
- k、2つ以上の浮きプラントを1単位として使用する場合、それらの間に開口部が生じないように密着して固定するか、開口部にカバーまたはガードを付ける。
- l、浮プラントが駐繋留用途である時、駐繋留船舶又は通常船舶間と他の構造物間で、人員が落下する恐れのある水面を構成するいかなる開口部についても有能な人がその状況確認をしなければならない。もしそのような開口部が見つかった場合、その危険から人員を守る為の方策が講じられなければならない。
 - (1) 実際、ダックポンドからの防護はガードレール、ネット、又はその他の物理的なもので、人員がその開口部に落下するのを防止するもので構成される。
 - (2) 物理的バリアーが現実的でない場合、ハシゴと浮輪が人員の自身救助の為に各閉ざされた水面に取付けられていなければならない。ハシゴは堅いタイプのもの又は縄バシゴが良い。そして船舶の構造部に安全にアンカーされなければならない。浮輪は水面を漂うことが出来る十分な長さのロープで船舶に安全にアンカーされていなければならない。ハシゴ、浮輪の設置数は十分な数でなければならない。人員が泳いでそこまで行く距離は25フィート以内とする。ハシゴ、浮輪はプラントの移動時又は用途変更の時、折りたたみ出来るような構造でなければならない。
- m、全てのアンカーポイントは明瞭に識別して、荷重をかける、あるいはケーブルに張力を加える前に点検する。構造的に健全でないアンカーポイントは切り離して除去するか使用できないように溶接で被覆する。目視点検と「全てよし」の警告はケーブルに張力を加える前に行う。
- n、水上を輸送される要員を天候から保護する措置を講ずる。
- o、プラントが遊弋する区域を指定して、その中に浮遊する全てのプラントは係留しておく。かかる区域のよく目立つ位置に警告ブイ、標識、及び証明を備える。
- p、請負事業者または政府が実施する作業に於いては監督部署は、海上作業の内容とそれに伴う危険に関する情報を地元のUSCG当局に通知する。
- q、アンカーブイを引き上げるために開放フックあるいはペリカンフックを使用してもよい。

グロサリーへの追加：

ダックポンド：駐繋留船舶又は通常船舶と他の構造物で構成される囲まれた水面域で人が落下する恐れのある開口部。